

事 務 連 絡
平成 26 年 12 月 15 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

高額療養費の見直しに伴う国民健康保険法施行規則の改正内容について

国民健康保険制度の円滑な運営については、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

高額療養費の見直しについては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 365 号）が平成 26 年 11 月 19 日に公布され、平成 27 年 1 月 1 日から施行することとされたところですが、これに伴う国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「国保則」という。）の改正の趣旨及び内容について、下記のとおりお知らせしますので、その円滑な実施に配慮されるようお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

今回の改正は、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成 25 年法律第 112 号）の規定に基づく「負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費の見直し」に係る措置として、高額療養費の所得区分及び算定基準額（自己負担限度額）等をきめ細やかに設定するものであること。

第 2 改正内容

- 1 限度額適用認定証等の事務取扱い（国保則第 27 条の 14 の 2 及び第 27 条の 14 の 4 関係）
 - ① 高額療養費の所得区分が細分化されることに伴い、国保則第 27 条の 14 の 2 に規定する限度額適用認定証（様式第 1 号の 8）及び第 27 条の 14 の 4 に規定する限度額適用・標準負担額減額認定証（様式第 1 号の 9）の適用区分欄に記載する記号を以下のとおりとすること。

(限度額適用認定証(様式第1号の8))

改正前		改正後	
上位所得者	A	旧ただし書所得 901 万円超	ア
一般	B	旧ただし書所得 600 万円超 901 万円以下	イ
低所得者	C	旧ただし書所得 210 万円超 600 万円以下	ウ
		旧ただし書所得 210 万円以下	エ
		低所得者	オ

(限度額適用・標準負担額減額認定証(様式第1号の9))

改正前		改正後	
低所得者	C	低所得者	オ
低Ⅱ	Ⅱ	低Ⅱ	Ⅱ
低Ⅰ	Ⅰ	低Ⅰ	Ⅰ

② 施行前に交付する限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証に記載する有効期限

ア 限度額適用認定証

限度額適用認定証の有効期限については、「70 歳未満の者の入院等に係る高額療養費の現物給付化に係る事務処理に関する留意事項について(平成 19 年 2 月 28 日保国発第 0228001 号)」に基づき、認定を行った翌年度の 7 月の末日まで(当該認定を行った日の属する月が 4 月から 7 月までの場合には、当年度の 7 月末日まで)とされているが、今回の高額療養費の改正は平成 27 年 1 月に施行されることから、平成 26 年 8 月から同年 12 月 31 日までの間に受ける医療に係る限度額適用認定証については、有効期限を平成 26 年 12 月 31 日までとするようお願いしたところ。なお、被保険者等が希望した場合には、平成 27 年 1 月以降に新たな限度額適用認定証を被保険者からの申請を待たず自動的に送付するなど、引き続き特段の配慮をお願いすること。

イ 限度額適用・標準負担額減額認定証

限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限については、「70 歳未満の者の入院等に係る高額療養費の現物給付化に係る事務処理に関する留意事項について(平成 19 年 2 月 28 日保国発第 0228001 号)」等を踏まえ、認定を行った翌年度の 7 月末日まで(当該認定を行った日の属する月が 4 月から 7 月までの場合は、当年度の 7 月末日まで)とする取扱いがなされているが、今回の高額療養費の改正は平成 27 年 1 月に施行されることから、平成 26 年 8 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に受ける医療に係る

限度額適用・標準負担額減額認定証については、有効期限を平成 26 年 12 月 31 日までとするようお願いしたところ。なお、被保険者等が希望した場合には、平成 27 年 1 月以降に新たな限度額適用・標準負担額減額認定証を被保険者からの申請を待たず自動的に送付するなど、引き続き特段の配慮をお願いすること。

2 特定疾病給付対象療養の認定に係る事務取扱い

平成 27 年 1 月 1 日より、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）に基づく新たな医療費助成制度（以下「難病新制度」という。）及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 47 号）に基づく新たな医療費助成制度（以下「小児慢性新制度」という。）が実施されることに伴い、難病新制度及び小児慢性新制度の対象となる医療等に関する給付の対象療養については、これまでの「特定疾患給付対象療養」を改め「特定疾病給付対象療養」に名称を変更したところ。

特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定を受けようとする者は、国保則第 27 条の 12 の 2 に基づき、実施機関（難病新制度については都道府県、小児慢性新制度については都道府県、政令指定都市又は中核市。）を経由して保険者へ申し出ることとされており、申出を受けた実施機関は、これまでの特定疾患給付対象療養と同様に、特定疾病給付対象療養の認定を受けようとする者の所得区分等を記載した連絡票を作成し、保険者に送付することとなるが、今般の高額療養費の改正に伴い、連絡票に記入する保険者認定区分欄の記号を以下のとおりとすること。

なお、平成 27 年 1 月からの施行に必要な事務取扱いについては、平成 26 年 12 月 5 日付事務連絡「難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療及び児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る事務の取扱いについて」も参照していただきたい。

(70 歳未満)

改正前		改正後	
上位所得者	A	旧ただし書所得 901 万円超	ア
一般	B	旧ただし書所得 600 万円超 901 万円以下	イ
低所得	C	旧ただし書所得 210 万円超 600 万円以下	ウ
		旧ただし書所得 210 万円以下	エ
		低所得者	オ

(70 歳以上)

改正前		改正後	
現役並み所得者	Ⅳ	課税所得 145 万円以上	Ⅳ
一般	Ⅲ	課税所得 145 万円未満	Ⅲ
低所得Ⅱ	Ⅱ	低所得Ⅱ	Ⅱ
低所得Ⅰ	Ⅰ	低所得Ⅰ	Ⅰ

第3 施行期日

今回の改正の施行日は、平成 27 年 1 月 1 日とすること。

第4 その他

今般の高額療養費の見直しに伴い、システム改修が必要となる保険者に対しては、当該改修に要した費用について、特別調整交付金又は特別調整補助金を交付する予定であること。